

議案第 60 号

市川市職員の育児休業等に関する条例及び市川市職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例の一部改正について

市川市職員の育児休業等に関する条例及び市川市職員の勤務時間、休日、休
暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員の育児休業等に関する条例及び市川市職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 7 号)の一部
を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5
号及び第 6 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準とし
て条例で定める期間)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を
基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

第 3 条の見出しを「(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別
の事情)」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第 5 条に規定
する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第 4 号中「当該職員の配偶者(当
該子の親であるものに限る。)」が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業そ

の他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第8条中「次に掲げる職員」を「非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」に改め、同条各号を削る。

（市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の

勤務を除く。次項において同じ。) をさせてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年4月1日前に第1条の規定による改正前の市川市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、第1条の規定による改正後の市川市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなす。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第2項の規定による請求又は平成23年4月1日以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、平成23年4月1日前においても、規則で定めるところにより、これらの規定による請求を行うことができる。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、育児休業等を行うことができる職員の範囲の変更、育児のための時間外勤務の免除制度の新設等をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。